電気料金メニュー約款

【中部エリア】

2026 年 11 月 1 日実施

株式会社エネアーク関東

目次

第１条　適用 1
第２条　定義 1
第３条　料金メニュー約款の変更 1
第４条　契約種別 1
標準メニュー【エネアークでんき　中部低圧電力】 1
(1)　適用条件 2
(2)　供給電気方式、供給電圧および周波数 2
(3)　契約電力 2
(4)　電気料金 2
(5)　その他 3
第５条　請求書等の発行 3
第６条　契約超過金 4
第７条　日割計算 4
別紙１　一般送配電事業者の標準周波数 6
別紙２　契約電力の計算方法 7
別紙３　再生可能エネルギー発電促進賦課金 8
別紙４　燃料費調整 9
別紙５　日割計算の基本算式 12

第 1 条　適用

この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、動力をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税および地方消費税相当額（以下「消費税相当額」といいます。）を含みます。

第 2 条　定義

以下の用語は、料金メニュー約款において、それぞれ以下の意味で使用し、その他の用語については、本約款に規定するところによります。

1. 夏季

   毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

2. その他季

   毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

3. 平均燃料価格算定期間

   貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間、2 月 1 日から 4 月末日までの期間、3 月 1 日から 5 月末日までの期間、4 月 1 日から 6 月末日までの期間、5 月 1 日から 7 月末日までの期間、6 月 1 日から 8 月末日までの期間、7 月 1 日から 9 月末日までの期間、8 月 1 日から 10 月末日までの期間、9 月 1 日から 11 月末日までの期間、10 月 1 日から 12 月末日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間をいいます。

4. 貿易統計

   関税法にもとづき公表される輸出および輸入に関する統計をいいます。

第 3 条　料金メニュー約款の変更

1. 当社は、料金メニュー約款を変更する場合には、本約款第 3 条（電気需給約款等の変更）を適用します。この場合、本約款第 3 条（電気需給約款等の変更）において、「本約款」を「料金メニュー約款」と読み替えて適用します。
2. 消費税法および地方消費税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、料金メニュー約款に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金は、変更後の料金メニュー約款によります。

第 4 条　契約種別

標準メニュー【エネアークでんき　中部低圧電力】

(1)　適用条件

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当する需要に適用いたします。

(a)　契約電力が［原則として］50 キロワット未満であること。

(b)　1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

［ただし、1需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。］

(2)　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。また、標準周波数は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（一般送配電事業者の標準周波数　別紙1）に定めるとおりといたします。

(3)　契約電力

契約電力は、契約主開閉器の契約電力に基づき、別紙 2 に記載する式によって算定された値を参考に、一年間を通じて最大負荷を基準として、お客様から申し出ていただきます。この場合、主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

(4)　電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金のそれぞれから消費税相当額を除いた金額の合計（基本料金の割引が適用される場合は、消費税相当額を除いた基本料金から消費税相当額を除いた割引額を割引くものとします。）に対し、消費税相当額を加えることで算定するものとします。ただし、電力量料金から消費税相当額を除いた金額は、別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定め

るX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、以下に定める電力量料金に消費税相当額を除いた金額から別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額に消費税等相当額を除いた金額を差し引いたものとし、別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、以下に定める電力量料金に消費税相当額を除いた金額から別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額に消費税等相当額を除いた金額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款 13（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,214 円 47 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除きその 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
契約電力乗ずる 100 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16 円 34 銭	14 円 86 銭
上記超過 1 キロワット時につき	25 円 88 銭	25 円 88 銭

(5) その他

(a) お客さまは、変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

(b) お客さまが、需要場所における主開閉、負荷設備または受電設備を変更される場合は、当社に、あらかじめ申し出ていただきます。

第 5 条　請求書等の発行

電気料金その他お客さまにご請求する金額の請求書は、当社のウェッブサイトを通じて、電子データによりお客さまにご提供いたします。なお、この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求書を行ったものとします。なお、毎月末日までに当社にお申し出いただくことにより、かかるデータによる請求に代えて、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、1 月につき 220 円（税込）を毎月の請求書発行代としてご請求させていただきます。

第 6 条　契約超過金

1. お客さまが契約電力をこえて電気を使用されたことにより、託送供給等約款にもとづき、当社が一般送配電事業者から契約超過金を求められた場合、お客さまは、当社に対して当該契約超過金を支払っていただきます。
2. 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに、お客さまにその料金とあわせて支払っていただきます。ただし、当社が別途支払期日を定めた場合は、その期日までに当社が指定する方法により支払っていただきます。

第 7 条　日割計算

当社は、お客さまが本契約にもとづく電気の供給を開始した場合または本契約を終了した場合は、以下により電気料金を算定します。

(1) 当社は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）第 1 項(1)号、同(2)号、同(3)号もしくは同(4)号または第 2 項(1)号、同(2)号もしくは同(3)号の場合は、次により料金を算定いたします。

(a) 基本料金は、別紙 5（日割計算の基本算式）1.(1)により日割計算をいたします。

(b) 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別紙 5（日割計算の基本算式）1.(3)により算定いたします。ただし、電力量料金の料金適用上の電力量区分については、別紙 5（日割計算の基本算式）1.(2)により日割計算をいたします。

(c) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別紙 5（日割計算の基本算式）1.(4)により算定いたします。

(d) 前各号によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）第 1 項(1)号または第 2 項(1)号の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および終了日を除きます。

また、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）第 1 項(2)号または第 2 項(2)号の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

附　　則

この料金メニュー約款の実施時期

この料金メニュー約款は、2026 年 11 月 1 日より実施します。

別紙１　一般送配電事業者の標準周波数

一般送配電事業者	標準周波数
中部電力パワーグリッド株式会社	60 ヘルツ ただし、長野県の一部は 50 ヘルツ

別紙２　契約電力の計算方法

契約電力は、次により算定いたします。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは　交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）× 電圧（ボルト）× 1／1,000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）× 電圧（ボルト）× 1.732×1／1,000

別紙 3　再生可能エネルギー発電促進賦課金

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、同法第 32 条第 2 項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその 1 月の使用電力量とします。

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日（当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、計量日とし、以下本別紙 2 において同様とします。）からその翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用します。

4. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、上記 2.の使用電力量に上記 1.に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。

5. 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた事業所にかかるお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、上記にかかわらず、上記 4.によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額を差し引いたものとします。

なお、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により認定を取り消された場合、お客さまはすみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

別紙 4　燃料費調整

1. 燃料費調整額の算定

(1)　平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

平均燃料価格=A×α+B×β+C×γ

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α、β、γ=別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2)　燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

(a)　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

燃料費調整単価＝（X－平均燃料価格（円））×(2)の基準単価／1,000

(b)　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回る場合

燃料費調整単価＝（平均燃料価格－X 円）×(2)の基準単価／1,000

(3)　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

※上記燃料費調整単価適用期間において、「検針日」とあるのは、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、「計量日」と読み替えるものとします。

2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

燃料費調整額＝使用電力量×燃料費調整単価

別表：燃料費調整単価算出係数等

【中部電力パワーグリッド株式会社】

項目		値
係数	α	0.0275
	β	0.4792
	γ	0.4275
燃料価格	X	45,900
基準単価（1 キロワット時につき）		23 銭 3 厘

別紙 5　日割計算の基本算式

1. 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。
   (1)　基本料金、または最低月額料金を日割りする場合
   1 月の該当料金×（日割計算対象日数／前月の検針日が属する月の暦日数）
   (2)　電力量料金の料金適用上の電力量区分を日割りする場合
   各段階料金適用電力量＝各段階の閾値×（日割計算対象日数／前月の検針日が属する月の暦日数）
   算定された各階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とします。
   (3)　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合
   料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
   (4)　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合
   料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

2. 電気の供給を開始し、または本契約が終了した場合の上記 1.(1)および(2)にいう前月の検針日が属する月の暦日数は、次のとおり読み替えるものといたします。
   (1)　電気の供給を開始した場合
   供給開始日の属する月の暦日数といたします。
   (2)　本契約が終了した場合
   本契約の終了（解約または解除を含みます。）日が属する月の暦日数といたします。
   ⑶　一般送配電事業者があらかじめ定めた検針日と翌月の検針日との間に電気の供給を開始し、かつ本契約を終了した場合
   供給開始日の属する月の暦日数といたします。
3. 本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）第 1 項(2)号または第 2 項 (2)号に該当する場合の上記 1.(1)および(2)にいう前月の検針日が属する月の暦日数は、「前月の検針日から今月の検針日の前日までの日数」と読み替えるものといたします。
4. 1.から 3.にいう検針日は、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合、計量日と読み替えて適用します。